「人権教育の指導方法等の在り方について［第三次とりまとめ］」の要点その⑥

各教科等の指導で即座に実施できる指導内容の構成１

「人権に関する知的理解に関わる指導内容」

「人権教育の指導方法等の在り方について［第三次とりまとめ］～指導等の在り方編～」（P22～23）

［第三次とりまとめ］では、**「人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である」**とし、知的理解に関わる指導内容について、以下のように示し、より一層の充実を求めています。

知的理解に関わる指導内容として

〈略〉様々な人権意識に関する調査等の結果からは、人権に関する客観的・科学的知識をある程度まで習得している人についても、その知識が**社会や個人の生活の変容に資する生きた知識として内面化され、主体化されていないといった傾向**がうかがえる。こうしたことからも、人権教育をより一層充実させる観点から、知的理解に関わる内容の指導を特に取り立てた形で行うことが必要となってくる。〈略〉

【参考】　知的側面に焦点を当てた指導内容の構成の例

①　社会科等の授業で、人権に関わる題材を扱う際に、児童生徒が、自分自身に直接関わる問題を提示し、**合理的・分析的な思考**を行い、人権に関わる知識の内容を**知的及び共感的に理解し、内面化**することを促すような幅広い内容構成を工夫する。単なる知識の伝達に終わらないように、資料や情報の**自主的探求や討議**を取り入れた授業の展開を図るなど柔軟で弾力的な指導方法を取り入れることも有効である。

②　総合的な学習の時間、特別活動（特に学級活動やホームルーム活動）及びその他のあらゆる学習の機会を活用して、法教育の観点からも、**世界人権宣言や児童の権利に関する条約**等の人権関連の条約等を教材として使用する。条約等の一部分のみの使用であっても差し支えなく、例えば、**児童生徒の発達段階やその他の実態に照らして適切なもの**があれば、それを適宜取り上げる。まず本文の内容を学習した上で、それをテーマとして話し合ったり、必要な情報を新たに探求したりして、知識の広がりと理解の深化を目指す学習を進める。また、**自分や身近な人の権利や自由が侵害された場合に**、どこの誰に相談し、あるいはどこに訴えれば救済につながるのか等に関する**実践的で具体的な事柄**についても、発達段階を踏まえて学習内容に組み入れる。〈以下略〉